

平成28年度事業計画

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

我が国経済は、前回の消費税率8%引上げ以降、金融緩和や成長戦略を軸とする経済政策により、円安・株高、雇用改善に一定の成果がありました。依然として回復力が弱い状況が続いています。これを踏まえ、アベノミクスは第2ステージへと移行し「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が昨年末に公表されました。また、デフレ脱却をより強力に進めるため1月29日決定された、日銀の「マイナス金利」導入の量的緩和策は、借入金利の低下に繋がるとはいえ、株価の乱高下や預金金利の引き下げ等、一般消費者には景気実感に乏しい状況が続いています。一方、中国を中心とした新興国や資源国の景気減速の影響も不透明で、中小企業にとっては厳しい一年になると思われます。尚、4月14日以降、熊本を中心として九州を襲った大地震の影響にも注視が必要です。

そうしたなか、国民生活に直結する労働・雇用・医療・介護等のセーフティーネットを支える、社会保険労務士に対する期待は年々高まっており、2年後には社会保険労務士制度創設50周年を迎えるにあたり、先般の8次法改正案成立に際し国会で付けられた「附帯決議」の意味を再確認し、新たに認められた業務範囲拡大により更なる社会のニーズに応じて行くためにも、職業倫理の確立と一層の自己研鑽に努めて行かなければなりません。

また、平成28年1月から運用が開始されたマイナンバー制度については、税とともに社会保障がメインとなるため、特定個人情報の収集に基づく労働社会保険諸法令の事務業務への影響及び社労士事務所のセキュリティ対策等について情報提供や研修を実施し、ニーズ・役割に応じて行く必要があります。

上記の重点事項を中心に連合会と連携をとり、会員皆様方のご支援・ご協力を頂きながら以下の事業を実施することといたします。

I. 業務の拡充・改善に関する事業

労働及び社会保険に関する法令を担う唯一の国家資格者として、業務の拡充・改善と制度の更なる発展に向け、以下の事業を行う。

- ①「社労士会労働紛争解決センター 奈良」の運営と「労働・年金総合相談室」との連携強化
労働・年金総合相談室との連携を強化し、解決センターの利用促進を図るとともに、「法テラス」との連携を図る。
- ②事業開発に関すること
医療労務コンサルタントによる電話相談ホットライン（連合会モデル事業）の活用を通じ医療業界等への業域拡大。また、連合会と連携しながら介護・保育業界からのニーズに対応できるコンサルタント養成等に取り組む。
- ③電子申請の利用促進に関すること
利用環境の改善に関する労働局との定期協議の実施及び、利用率向上に向けた研修、ヘルプデスクによる照会対応を行う。
- ④「社労士会セミナー」の開催
人事労務に関し、中小事業主の関心が高いテーマを中心にセミナーを開催する。
- ⑤社会保険労務士業務侵害行為の防止対策に関する事業
連合会と連携し、隣接士業のHPチェック等を通じ業務侵害への警告体制を強化する。
- ⑥マイナンバー制度への対応
マイナンバーの運用に対応した社労士事務所のセキュリティ対策等について情報提供を行うとともに、特定個人情報取扱いを含む「新社労士個人情報保護事務所認証制度（新SRP）」促進についての周知を進める。

- ⑦社労士制度への理解・協力を得るため、労使団体及び士業関係団体との交流強化
労働組合連合との情報交換、専門士業連絡協議会との交流の他、経済団体との連携を図る。
- ⑧社会保険労務士賠償責任保険の加入促進
個人情報保護に関する特約の周知、および、関与先企業も利用できる新たな使用者賠償責任保険の周知・加入促進に取り組む。

Ⅱ. 委託・契約に基づく事業

厚生労働省はじめ、行政機関等からの委託・契約に基づき、以下の事業を行う。

- ①厚生労働省及び奈良県の入札委託事業
労働局の最低賃金相談支援事業や奈良県の委託事業を推進する。
- ②年金事務所における年金相談業務
委託相談員の派遣を行う。
- ③健康保険協会の委託による年金事務所での窓口相談業務
委託相談員の派遣を行う。
- ④奈良県医療勤務環境改善支援センターへの支援
委託アドバイザーの派遣を行う。

Ⅲ. 会員の資質向上に関する事業

「社会保険労務士倫理綱領」に則り、会員の品位保持と資質向上のため研修等に取り組み、以下の事業を行う。

- ①労働及び社会保険に関する法令研修の実施
必須研修として実施する。
- ②人事・労務管理の研修の実施
必須研修として実施する。
- ③新 SRP 認証制度に関する研修の実施
個々の社労士事務所が宣言する特定個人情報保護評価書に基づく事務所への現地調査による認証制度（新 SRP）の研修を実施する。
- ④医療・介護等の業界別研修の実施
医療労務コンサルタントに対するフォローアップ研修と共に、新たに「介護事業労務管理研修」を実施する。
- ⑤あっせん手続の実践・法的知識習得研修の実施
解決センターのあっせん委員候補者への研修を行う。
- ⑥連合会 E ラーニングの活用促進
- ⑦年金の専門家としての研修の実施
年金制度改正に即応した研修を行う。
- ⑧連合会・近畿地域協議会の研修会への参加促進
- ⑨近畿地協実施の関西大学大学院推薦入学制度への希望者推薦
- ⑩新規入会者研修の実施
- ⑪倫理研修の実施
- ⑫自主研究会への支援

Ⅳ. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解いただくとともに、業界発展のため、以下の事業を行う。

- ①「大和社労士」の発行
- ②「社労士制度推進月間」「社労士の日」を通じたアピール
年金・雇用・労務の無料相談会の開催・全国一斉の電話相談を実施する。

- ③近畿地協と連携したTVコマーシャルの実施
- ④経常的なポスター掲示先の確保
- ⑤「社労士会労働紛争解決センター 奈良」の広報
- ⑥ホームページの活用
- ⑦マスコミ、関係機関等に対する広報

V. 基盤拡大と運営強化に関する事業

単会の基盤拡大と運営強化を図り、制度発展のため、以下の事業を行う。

- ①社会保険労務士の登録及び届出に関する事務
登録・届出に関する事務の他、新たに認められた「一人法人」設立の情報提供を行う。
- ②会員の会事業への参加促進と委員会活動の活性化
- ③連合会及び他府県社会保険労務士会との連携促進
- ④社会保険労務士試験及び紛争解決代理試験への協力
- ⑤事務局体制の整備
近畿地協の事務局間の情報交換を図り、事務局のセキュリティー対策を強化する。

VI. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会貢献を果たすため、行政機関等に対し必要な協力と共に、国民の期待にこたえるため、以下の事業を行う。

- ①労働社会保険行政等の事業への協力
- ②業務運営に関する行政機関等との連絡協議会の開催
労働局・日本年金機構・健康保険協会との連絡協議を行う。
- ③「街角の年金相談センター 奈良」の運営・充実
利用促進のための広報、現相談員の研修充実と共に、後継相談員の育成を進める。
- ④「出前授業」等を通じた学校教育への社労士活用に関する事業
講師の拡充と、受入れ校の拡大を図る。
- ⑤大学の寄附講座への協力
近畿地協と連携し、大学の寄附講座への講師を派遣する。
- ⑥「社労士成年後見センター奈良」への支援
センターの広報、裁判所への成年後見人候補者名簿の提出を行う。
- ⑦地方自治体に対する「労働条件審査」の周知と導入の働きかけ

VII. その他諸事業

上記の各事業に加え、以下の事業を行う。

- ①社労士会館維持・運営に関する事業
- ②制度創設50周年事業の検討
- ③社会保険労務士への苦情に対する適切な対応
苦情処理取扱の厳格化、不適切な広告・情報発信への指導
- ④SR 経営労務センターとの連携
- ⑤会員の厚生・親睦に関する事業